

## 宿泊税の特別徴収義務者としての登録の申請

新たに宿泊施設の営業を開始するため、旅館業の許可を受けた方又は住宅宿泊事業の届出をした方（以下「宿泊事業者」といいます。）は、当該宿泊施設の営業を開始しようとする日の前日までに特別徴収義務者としての登録の申請を行ってください。

なお、特別徴収義務者としての登録がない場合でも、宿泊事業者は宿泊税の申告及び納入を行う必要があります。

### ○ 申請時の提出書類

(1) 宿泊税特別徴収義務者登録申請書

(2) 添付書類（写しで構いません。）

① 特別徴収義務者が法人の場合は登記事項証明書（現在事項全部証明書）、個人の場合は住民票及びマイナンバーを確認できる書類

※ マイナンバーを確認できる書類としてマイナンバーカードの写しを添付される場合は、両面の写しが必要です。

※ マイナンバーカード以外の書類（通知カード等）を添付される場合は、運転免許証等の写真付き本人確認書類等の添付が必要です。

② 旅館業に係る許可書又は住宅宿泊事業に係る標識

③ 宿泊約款等の宿泊契約書

※ 宿泊約款等を定めていない場合は、申請書の備考欄にその旨記入してください。

④ 宿泊料金を確認できる書類

※ 既存のパンフレットやホームページ等を印刷したもので構いません。

### ○ 備考

(1) 次の場合には、宿泊事業者以外の方で宿泊税の納入に責任を持つ方を金沢市が特別徴収義務者として個別に指定することがあります。詳しくは市民税課までお問い合わせください。

- ・宿泊事業者と当該宿泊施設の実質的な経営者が異なる場合
- ・委託契約等により当該宿泊施設の経営の決定権が宿泊事業者以外の方にある場合

(2) (1)の場合は、特別徴収義務者に指定された方は、その指定を受けた日から10日以内に、上記提出書類のほか、次の書類を添付してください。

① 申立書（当該宿泊施設の経営について、実際に責任を有している旨を記入したもの）

② 委託契約書等の写し（当該宿泊施設の経営について、宿泊事業者と実際に責任を有している方の間で締結したもの）

(3) 共同経営者がある場合は、その経営者全員の住所（所在地）及び氏名（名称）を記載した書類並びにそれらの記載事項を確認できる書類等を添付してください。

(4) 承継法人が新規の登録申請を行う場合は、申請書の備考欄に、合併（分割）以前の事業者名を記入してください。